

# GIFU HOZEN

岐阜県産業環境保全協会報

1999／第38号

平成11年3月31日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

木蓮



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

## 目 次

### 特 集 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の制定について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 1

### 特 集 岐阜県産業廃棄物適正処理に関する指導要綱改正 …… 9

### 特 集 平成11年度廃棄物対策課産業廃棄物関係事業の概要

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 33

### 特 集 平成11年度事業概要について

岐阜市生活環境部環境総務課廃棄物指導係 … 35

### 特 集 岐阜県におけるフロン回収・処理システム構築について

岐阜県健康福祉環境部環境管理課 … 36

### 特 集 わがまちの産業廃棄物問題と対策

可児市長 山田 豊 … 37

高富町長 山崎 通 … 38

協会だより 第19回通常総会 ……………… 39

産業廃棄物業務功労者表彰…………… 41

第8回・第9回理事会…………… 42

新規加入会員の紹介…………… 43

平成11年度事業計画…………… 44

行政ニュース 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等岐阜県手数料徴収規則の改正について …… 46

岐阜県、岐阜市人事異動(関係分)…………… 47

協会だより 協会への入会のおすすめ…………… 50

お知らせ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書…………… 51

編集後記 ……………… 52

### 表紙写真 木蓮

加賀の白山を遠く眺め、奥美濃で清楚に咲く木蓮。漢名の木蘭に基づくとされるが花形が蓮の花に似ている木という意味で木蓮とする説もあります。

(写真提供・花スタジオ「本巣郡巣南町古橋」)

# 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の制定について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

岐阜県では、廃棄物をめぐる諸問題を解決し、県民の生活環境を保全するため、平成11年3月16日に「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を公布し、同日付けで施行しましたので、条例の全文をお知らせします。

なお、具体的な届出義務などを定めた第5章の規定及び第6章（第30条を除く。）の規定は周知期間等が必要となるため、その施行日を9ヶ月を超えない範囲で規則で定める日としています。

## 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例

（平成11年3月16日岐阜県条例第10号）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 地域の清潔保持（第3条－第5条）

#### 第3章 廃棄物の減量及び資源の有効利用（第6条－第11条）

#### 第4章 廃棄物の不適正処理対策（第12条－第15条）

#### 第5章 廃棄物の適正処理

##### 第1節 産業廃棄物排出事業者等の義務（第16条－第20条）

##### 第2節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務（第21条－第24条）

##### 第3節 建設工事等に係る産業廃棄物の適正処理（第25条－第27条）

##### 第4節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出（第28条）

#### 第6章 雜則（第29条－第31条）

#### 附則

産業が高度化し、生活が豊かになるにつれ、増え続けてきた廃棄物に係る問題の解決は、今日、国、地方を通じた緊急の課題となっている。

岐阜県は、飛山濃水と称される北アルプスをはじめとする山々と木曽川、長良川及び揖斐川の三大河川を擁するなど、素晴らしい自然環境に恵まれており、その自然環境に支え

# 特 集

られて、県民は美しく豊かで快適な生活環境を享受してきた。

しかしながら、日々大量に排出される廃棄物は、こうした本県の誇るべき生活環境、さらにはそれを支える自然環境を保全する上で大きな障害となっている。

とりわけ、後を絶たない廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案は、廃棄物処理に対する県民の不信感を招く結果となり、そして、そのことが、必要な廃棄物処理施設の確保を困難にし、そのために廃棄物の不法投棄等の不適正処理を誘発するという悪循環に陥っている。

本県の美しく豊かで快適な生活環境を守るためにには、県民、事業者及び行政が一体となって、廃棄物の発生の抑制や再利用の促進により廃棄物の減量化を進めるとともに、不法投棄等の不適正処理の撲滅と廃棄物処理施設の適正な確保に全力で取り組む必要がある。

このため、「安全第一」、「公共関与」、「リサイクルの徹底」、「複合行政」及び「自己完結」の五原則を基本として、廃棄物の適正処理等に関し必要な事項を定め、すべての県民の参加と協働により、美しく豊かで快適な生活環境を保全し、美しいひだみのづくりを促進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、岐阜県環境基本条例(平成7年岐阜県条例第9号)第15条(規制の措置)、第20条(資源の循環的な利用等の促進)及び第21条(廃棄物処理対策の促進)の規定に基づき、廃棄物の適正処理等のために必要な事項を定めることにより、美しく豊かで快適な生活環境を保全し、美しい

ひだみのづくりを促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

二 廃棄物の減量 廃棄物の発生の抑制又は再利用により、処理すべき廃棄物の量を減らすことをいう。

三 資源の有効利用 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用等を促進することをいう。

四 廃棄物の不適正処理 法令及び条例に違反する廃棄物の処理その他の環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある廃棄物の処理をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

## 第2章 地域の清潔保持

### (県民等の義務)

第3条 県民は、自主的に清掃活動を行う等により、地域の清潔保持に努めなければならない。

2 何人も、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみをみだりに捨てるなどして散乱させ、地域の清潔保持を阻害してはならない。

### (市町村の責務)

第4条 市町村は、地域の実情に応じたごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する

る施策の実施に努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、ごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する総合的な施策の実施に努めるものとする。

### 第3章 廃棄物の減量及び資源の有効利用

(県民の義務)

第6条 県民は、その日常生活において、再利用可能な物の分別及び再利用、地域における集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動への参加並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 県民は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関して市町村及び県が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の義務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再利用可能な物の分別及び再利用、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第一項に規定する再生資源をいう。）の利用並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関して市町村及び県が実施する施策に協力しなければならない。

第8条 事業者は、長期間使用可能な製品並びに再利用の容易な容器及び包装の開発、製品の修理体制の整備、容器及び包装の過剰な使用の抑制並びに不用となった製品、容器及び包装の回収等により、廃棄物の減

量及び資源の有効利用に努めなければならぬ。

(市町村の責務)

第9条 市町村は、住民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、住民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、地域の実情に応じた適正な分別収集の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県の責務)

第10条 県は、県民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、県民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、廃棄物の減量及び資源の有効利用のための技術開発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の減量等に資する再生品の認定等)

第11条 知事は、再生品で廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めるものを、岐阜県廃棄物リサイクル認定製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

2 県は、その事務を処理し、又は事業を実施するに当たっては、必要とする品質において他の製品と同等と認められる認定製品があるときは、当該認定製品を優先的に使用するよう努めるものとする。

3 県は、市町村が、その事務を処理し、又は事業を実施するに当たって認定製品の使用に努めるよう要請するものとする。

4 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び事業者に対し、その周知に努めるものとする。

## 第4章 廃棄物の不適正処理対策

### (県民及び事業者の義務)

第12条 県民及び事業者は、生活環境を保全するため、廃棄物の不適正処理が行われないよう互いに協力して監視に努めるとともに、廃棄物の不適正処理を発見したときは、速やかに関係市町村又は県に通報しなければならない。

### (土地所有者等の義務)

第13条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう、適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、当該土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合は、速やかにその旨を関係市町村又は県に通報しなければならない。

3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、原状回復のため、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずるよう努めるとともに、次条第2項及び第15条第4項の規定により市町村及び県が講ずる措置に協力しなければならない。

4 知事は、県内の土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合において、当該廃棄物の不適正処理に関し土地所有者等の責に帰すべき事由があると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

### (市町村の責務)

第14条 市町村は、住民、事業者及び県との密接な連携により、地域の実情に応じた廃棄物の不適正処理に関し必要な対策を講ずるものとする。

2 市町村は、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、前項の規定により調査した結果及び講じた措置の内容を、県及び第12条又は前条第2項の規定により通報をした者に通知するものとする。

### (県の責務)

第15条 県は、県民、事業者及び市町村との密接な連携により、廃棄物の不適正処理に関し総合的な対策を講ずるものとする。

2 県は、廃棄物の不適正処理への的確な対応を図るため、県事務所、警察署等の県関係機関、消防署等の市町村関係機関等が一体となって適切な対策を講ずることができるように、必要な組織を設けるものとする。

3 県は、廃棄物の不適正処理の監視及び早期発見のため、県民に廃棄物の不適正処理に係る監視モニターを委嘱する等県民の協力を得るよう努めるものとする。

4 県は、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係市町村に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、前項の規定により調査した結果及び講じた措置の内容を、関係市町村及び第12条又は第13条第2項の規定により通報をした者に通知するものとする。

## 第5章 廃棄物の適正処理

### 第1節 産業廃棄物排出事業者等の義務

(県内産業廃棄物の県内処理)

第16条 県内に事業場を有する事業者は、当該事業場において生ずる産業廃棄物（以下「県内産業廃棄物」という。）を自ら処理し、又は県内に設置された産業廃棄物を処理する施設において処理するよう努めなければならない。

2 県は、前項の規定による処理が円滑に行われるよう、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (産業廃棄物処理計画書の作成等)

第17条 産業廃棄物を生ずる事業場を県内に有する事業者（以下「産業廃棄物排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、県内産業廃棄物の減量及び処理に関する計画書（以下「産業廃棄物処理計画書」という。）を作成するとともに、規則で定める職務を行わせるため、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない。ただし、産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任をする必要がないと認められる産業廃棄物排出事業者として規則で定める者については、この限りでない。

2 前項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成しなければならない産業廃棄物排出事業者で、中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第三条第1項に規定する中小企業団体をいう。）その他の団体で規則で定めるものに所属するものは、当該団体が作成する産業

廃棄物処理計画書をもって、自らの産業廃棄物処理計画書に代えることができる。

- 3 第1項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成し、産業廃棄物管理責任者を選任した産業廃棄物排出事業者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を知事に提出しなければならない。当該産業廃棄物処理計画書を変更し、又は産業廃棄物管理責任者を新たに選任したときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の規定により産業廃棄物処理計画書を提出した産業廃棄物排出事業者に対し、当該産業廃棄物処理計画書の内容について必要な指導又は助言を行うことができる。

#### (処理を委託する場合における確認等)

第18条 産業廃棄物排出事業者は、県内産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者（以下これらを「処理業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該委託しようとする処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。

- 2 県内産業廃棄物の処理を処理業者に委託した産業廃棄物排出事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理状況の定期的な確認その他の方法により監視しなければならない。
- 3 産業廃棄物排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されていることを知ったときは、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずるよう努めるとともに、当該不適正処

## 特 集

理の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。

### (処理業者が改善命令等を受けた場合の措置)

第19条 知事は、処理業者が県内産業廃棄物の処理に関して法第19条の3の規定による改善命令又は法第19条の4の規定による措置命令を受けた場合において、当該県内産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物排出事業者が前条第1項の規定による確認、同条第2項の規定による監視又は同条第3項の規定により講すべき措置を怠っていると認めるときは、当該産業廃棄物排出事業者に対し、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた産業廃棄物排出事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事業者名、勧告内容等を公表することができる。

### (県外産業廃棄物の県内搬入の届出)

第20条 県外に事業場を有する事業者で、当該事業場において生ずる産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を処理するため、自ら又は処理業者に委託して県内に搬入しようとするものは、当該県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る県外産業廃棄物によって県内において産業廃棄物の不適正処理が行われるおそれがあると認めるときは、当該搬入の変更又は中止を勧告することができる。

## 第2節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務

### (小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出)

第21条 産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者は、法第14条第4項の許可の有無にかかわらず、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物を処理する施設（以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。）を新たに設置し、又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、法第14条第4項ただし書に規定する者については、この限りでない。

2 特別管理産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者は、法第14条の4第4項の許可の有無にかかわらず、小規模産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、法第14条の4第4項ただし書に規定する者については、この限りでない。

3 前2項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、当該変更の内容をあらかじめ知事に届け出なければならない。

4 知事は、前3項の規定による届出をしなければならない小規模産業廃棄物処理施設

が知事が別に定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の内容の変更又は設置若しくは使用の中止を勧告することができる。

#### (産業廃棄物を処理する施設の設置等に係る計画内容の周知)

第22条 法第15条第1項又は法第15条の2の4第1項の規定により許可を受けようとする者及び前条第1項、第2項又は第3項の規定による届出をしなければならない者（以下「産業廃棄物処理施設設置者等」という。）は、当該許可又は届出に係る産業廃棄物を処理する施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域（以下「関係地域」という。）に住所を有する者（以下「関係住民」という。）に対し、説明会の開催等により、当該産業廃棄物を処理する施設の設置等に係る計画内容の周知を図らなければならない。

2 産業廃棄物処理施設設置者等は、関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）から関係住民に対する説明会の開催を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

#### (環境保全協定等の締結)

第23条 産業廃棄物処理施設設置者等は、関係市町村長から産業廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定等の締結を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

#### (勧告)

第24条 知事は、産業廃棄物処理施設設置者等が前2条に規定する義務を履行していないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設設置者等に対し、当該義務を履行すべきことを勧告することができる。

### 第3節 建設工事等に係る産業廃棄物の適正処理

#### (建設工事等の発注者の義務)

第25条 土地の工作物の建設工事又は解体工事（以下「建設工事等」という。）の発注者は、当該建設工事等の施工に伴い生ずる産業廃棄物の処理費用を適正に負担するよう努めなければならない。

2 建設工事等の発注者は、当該建設工事等の受注者に対し法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の提示を求める等により、当該建設工事等の施工に伴い生ずる産業廃棄物の適正処理の確認に努めなければならない。

#### (建築物解体工事施工者の届出義務)

第26条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物をいう。）の解体工事の施工者（以下「建築物解体工事施工者」という。）は、当該解体工事の施工に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、当該解体工事に係る部分の床面積の合計が規則で定める面積以下である場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出をした建築物解体工事施工者に対し、当該届出に係る産業廃棄物の処理方法等に関し、必要な指導又は助言を行うことができる。

#### (大規模建設工事等施工者の産業廃棄物アセメントの実施義務)

第27条 一の建設工事等で、当該建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるもの（以下「大規模建設工事等」という。）の

# 特 集

施工者（以下「大規模建設工事等施工者」という。）は、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等に係る産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等に関する事前の予測並びに当該予測に基づく産業廃棄物の減量及び処理の方法の検討（以下「産業廃棄物アセスメント」という。）を実施しなければならない。

- 2 大規模建設工事等施工者は、規則で定めるところにより、前項の規定により実施した産業廃棄物アセスメントの結果を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出をした大規模建設工事等施工者に対し、当該届出に係る産業廃棄物アセスメントの内容について必要な指導又は助言を行うことができる。
- 4 大規模建設工事等施工者は、大規模建設工事等が完了した日から90日以内に、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等を知事に届け出なければならない。

## 第4節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

第28条 廃棄物を焼却する施設（法第8条第1項のごみ処理施設、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設、第21条に規定する届出に係る小規模産業廃棄物処理施設その他規則で定める施設を除く。以下「小規模廃棄物焼却施設」という。）の設置者は、当該小規模廃棄物焼却施設の処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出をしなけ

ればならない小規模廃棄物焼却施設が知事が別に定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該小規模廃棄物焼却施設の内容の変更又は設置若しくは使用の中止を勧告することができる。

## 第6章 雜則

### （報告及び検査）

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地所有者等、産業廃棄物排出事業者、処理業者、産業廃棄物処理施設設置者等、建設工事等の発注者、建築物解体工事施工者、大規模建設工事等施工者及び小規模廃棄物焼却施設の設置者に対し報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### （委任）

第30条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### （罰則）

第31条 第21条第1項、第2項若しくは第3項又は第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五章及び第6章（第30条の規定を除く。）の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 岐阜県産業廃棄物適正処理に関する指導要綱改正

県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたのを機に「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成5年岐阜県告示第398号）」を改正し、平成11年1月1日から施行する旨通知されたのでお知らせします。

なお、改正指導要綱は現行指導要綱から、廃掃法、政省令に規定されている事項を削除。補完事項のみ規定されました。

○ 廃対第1213号

平成10年12月28日

各保健所長  
各市町村長  
社団法人岐阜県産業環境保全協会理事長  
岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長

様

岐阜県環境局長

### 岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の改正について（通知）

標記の件について、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成5年岐阜県告示第398号。以下「要綱」という。）を改正し、平成11年1月1日から施行することとしましたので通知します。

#### 記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法律」という。）の改正に伴い、条項及び使用語句等の整理並びに法律に規定されている事項は削除し、法律を補完する事項を規定するとともに、次の改正を行った。

#### 1 県外産業廃棄物の県内処理の事前協議に関する事項

(1) 期間満了後、引き続き県内処理を行うことに伴い、再度事前協議を行う場合にあって、前回の協議内容と変更がない場合に限り、添付書類等の添付を要しない規制緩和の措置を設けた。（第8条第3項）

(2) 搬入される産業廃棄物を確認するため、写真、排出事業場への立入承諾書の添付を新たに規定したこと。（第8条第3項）

(3) 処理するために搬入する期間を「3年を超えない範囲」と明示した。（第9条第2項）

#### 2 設置等事前協議に関する事項

(1) 周辺地域の生活環境の影響調査を必要とする産業廃棄物処理施設を設置等する

場合にあっては、事前協議書に影響調査の概要の添付を新たに追加した。（第14条第3項）

(2) 事前協議の有効期間は、審査結果を通知した後、2年以内に設置等届出又は設置等許可申請が行われない場合は、失効するが、正当な理由がある場合には、申請者の申し出によりその期間を延長できることとした。（第14条第7項）

#### 3 住民同意に関する事項

(1) 遮断型最終処分場及び積替施設以外の産業廃棄物処理施設及び要綱施設で同意を得るべき範囲を関係市町村長から同意を得るように求められた関係自治会に限定した。（第17条第2項）

(2) 放流水がある場合には、放流地点から1,000m以内の一法律範囲を定めていたが、その間で100倍に希釈される場合はその間までとする規定を追加した。（第17条第2項）

#### 4 要綱施設の変更に関する事項

要綱施設の変更は、法第15条の2の4の規定による規則第12条の8の規定を準拠し、軽微な変更に該当する場合は軽微変更届出書により届出を行う規定を追加した。（第22条）

#### 5 要綱施設に係る諸報告に関する事項

要綱施設の承継は、法第15条の4で準用される法第9条の5第3項の規定に準拠し、新たな様式を設けた承継届出書により届出を行う規定を追加した。（第23条第5項）

# 岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

## 目次

### 第1章 総則 (第1条)

### 第2章 事業者等の責務 (第2条－第7条)

### 第3章 県外産業廃棄物の県内搬入に関する指導 (第8条－第9条)

### 第4章 産業廃棄物処理業に関する指導 (第10条－第12条)

### 第5章 産業廃棄物処理施設に関する指導 (第13条－第23条)

### 第6章 勧告及び公表 (第24条－第25条)

## 附 則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正処理に関し、必要な事項を定めることにより、岐阜県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

## 第2章 事業者等の責務

### (事業者の責務)

第2条 事業者は、十分な見通しのもとに処理計画を策定すること等により、産業廃棄物処理の管理体制を整備し、効率的な適正処理を行うものとする。

2 事業者は、産業廃棄物の排出量を抑制す

るとともに、排出した産業廃棄物については再資源化及び自己処理に努めるものとする。

3 多量の、又は特殊な産業廃棄物を排出する事業者は、法第12条第4項の規定に該当しない場合であっても、事業場ごとに産業廃棄物処理責任者を置くものとする。ただし、事業者自らが産業廃棄物処理責任者となる場合は、この限りでない。

4 法第12条第4項及び前項の規定により設置された産業廃棄物処理責任者は、産業廃棄物の処理を適正に行うため、次の各号に掲げる業務を責任をもって行うものとする。

一 産業廃棄物の処理全般を統括すること。

二 産業廃棄物の処理に関する知識の研ぎんに努めること。

三 法第12条第6項において準用する法第7条第11項及び第12項の規定による帳簿又はこれらの規定の例による帳簿を備え、産業廃棄物の処理に関する事項を記

載すること。

四 事業者に対し、産業廃棄物の適正処理を遂行するために必要な意見を具申すること。

五 産業廃棄物の適正処理に関する従業員教育を行うこと。

5 産業廃棄物処理責任者を設置した事業者は、県等が実施する研修会に参加させる等、当該責任者に知識の研さんに努めさせるとともに、当該責任者の意見を尊重するよう努めるものとする。

#### (処理委託)

第3条 事業者は、排出した産業廃棄物の処理を許可業者に委託しようとするときは、法第12条の規定に基づき、当該許可業者が適法かつ適正に処理できることを書類、実地調査等により確認するものとする。

2 事業者が、許可業者に産業廃棄物の処理を委託するにあたっては、法第12条第3項及び法第12条の2第3項の運用上必要な事項を定めた処理委託指針に基づいて行うものとする。

#### (産業廃棄物処理業者等の責務)

第4条 産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さん及び自らの資質の向上に努めるものとする。

2 処理業者は、周辺地域の生活環境の保全等に配慮すること等によって、地域住民との信頼関係を確立して処理業務を遂行するとともに、事業者から受託した業務を適正に履行するものとする。

3 処理業者は、事業者からの前条第2項の処理委託指針に基づく申出に応ずるものとする。

4 処理業者は、県等が実施する産業廃棄物

の処理等に関する研修会、講習会等に積極的に参加し、法令に関する知識の向上及び技術の研さんに努めるものとする。

5 処理業者は、社団法人岐阜県産業環境保全協会に加入し、当該社団法人が実施する研修会、講習会等の事業に積極的に参加するよう努めるものとする。

6 処理業者は、積極的に従業員を前2項の研修会等に参加させる等、従業員の教育に努めるものとする。

第5条 省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号に規定する知事の指定を受けた者（以下「指定業者」という。）は、産業廃棄物の再生に関する知識の向上に努め、産業廃棄物の再資源化を進めることによって、資源の有効活用に寄与するものとする。

2 指定業者は、再生が廃棄物処理の一部であることを認識し、法第15条の4において準用する法第9条の4の規定に準じて、周辺地域の生活環境の保全等に配慮すること等によって地域住民との信頼関係を確立して再生業務を遂行するとともに、事業者から受託した業務を適正に履行するものとする。

3 指定業者は、県等が実施する産業廃棄物の再生等に関する研修会、講習会等に積極的に参加するものとする。

4 指定業者は、社団法人岐阜県産業環境保全協会に加入し、当該社団法人が実施する研修会、講習会等の事業に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### (市町村の責務)

第6条 市町村は、法第11条第1項の規定により、知事が定めた産業廃棄物処理計画の遂行に協力するものとする。

#### (県の責務)

第7条 県は、法、政令、省令及びこの要綱の厳正な運用と廃棄物対策五原則に基づき、産業廃棄物の適正処理の確保が行われるよう必要な措置を講ずるとともに、県民がその責務を果たせるよう普及啓蒙に努めるものとする。

2 廃棄物対策五原則とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 安全第一
- 二 公共関与
- 三 リサイクルの徹底
- 四 複合行政
- 五 自己完結

## 第3章 県外産業廃棄物の県内搬入に関する指導

### (県外産業廃棄物の県内搬入処理の事前協議)

第8条 県外に事業場を有し、当該事業場から排出された産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を県の区域（保健所を設置する市の区域を除く。）内に設置された産業廃棄物処理施設（処理業者が設置したものに限る。）又は産業廃棄物処理施設以外の施設であって産業廃棄物処分業の用に供する施設（以下「要綱施設」という。）に搬入し処分を委託しようとする事業者（以下「県外事業者」という。）は、あらかじめ当該県内搬入処理に関して当該処理施設を管轄する保健所長（以下「管轄保健所長」という。）に協議し、承認を得るものとする。

2 前項の規定による協議（以下この条及び次条において「県内搬入協議」という。）は、様式第1号による産業廃棄物県内搬入処理計画協議書（以下この条において「搬入協

議書」という。）により行うものとする。

3 搬入協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとし、正副2部を提出するものとする。ただし、次条第1項に規定する通知書の有効期間満了にあたって、再度事前協議を行う場合の県内搬入協議書に添付する書類及び図面については、変更のない場合は省略することができるものとする。

一 次に掲げる試験（提出前6月以内に行われたものであること。）の結果書の写し

イ 廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、燃え殻又は汚泥の中間処理を委託しようとする場合 特別管理産業廃棄物に該当するか否かを判定できる試験

ロ 廃油、ばいじん、燃え殻又は汚泥の最終処分を委託しようとする場合特別管理産業廃棄物に該当するか否かを判定できる試験並びに汚泥にあっては含水率の試験及び燃え殻にあっては熱しゃく減量の試験

二 排出事業場の業務概要及び産業廃棄物が排出される製造工程を明らかにする製造工程図（使用される薬品が明示されたものであること。）

三 搬入予定県外産業廃棄物の写真

四 様式第2号による排出事業場への立入承諾書

五 様式第3号による県内搬入処理に関する誓約書

六 収集運搬も委託する場合にあっては、収集運搬を委託しようとする処理業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

七 その他知事が必要と認める書類及び図面

4 管轄保健所長は、適正な処分が行われないおそれがあるものについては、協議内容の変更等の指導を行うものとする。

(通知等)

第9条 管轄保健所長は、前条の規定により提出があった搬入協議書の内容を審査し、当該協議の内容が搬入される産業廃棄物処理施設又は要綱施設（以下「処分施設」と総称する。）で処分することが可能であると認められるときは、次に掲げる事項を記載した様式第4号による県外産業廃棄物の県内搬入承認通知書（以下この条において「通知書」という。）を県外事業者に交付するものとする。この場合において、管轄保健所長は必要に応じ環境局長と協議するものとする。

- 一 搬入予定県外産業廃棄物の種類及び処理量
- 二 搬入予定県外産業廃棄物を搬入し、処理する期間
- 三 産業廃棄物の処理を業として行う者の名
- 四 搬入予定県外産業廃棄物を処分する施設の種類
- 2 搬入予定県外産業廃棄物を処分するため搬入する期間は、通知書の交付の日から起算して3年を超えないものとする。
- 3 管轄保健所長は、通知書に必要な条件を付することができるものとする。
- 4 県外事業者は、通知書の交付を受けた後でなければ、産業廃棄物の処理を委託してはならない。
- 5 当該処理施設の管轄保健所長は、必要があると認めるとときは、県外事業者の事業場に立ち入り、現地調査を実施することができる。

## 第4章 産業廃棄物処理業に関する指導

### （産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可）

第10条 産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物処分業の許可の申請（以下この条において「申請」という。）にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 申請に先立ち、他法令等による規制を解除しておくこと。
- 二 申請に先立ち、当該申請に係る事業の用に供する処理施設が適正に完成し、かつ、当該処理施設の施設設置者が、法第15条の2第4項又は第13条に規定する検査適合通知を受けていること。

### （自社処理産業廃棄物処理施設の処分業の施設としての転用）

第11条 自社処理施設として産業廃棄物の中間処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）附則第2条第2項の規定により、法第15条第1項の許可を受けたものとみなされる施設及び要綱施設であるものを含む。）を設置している事業者が、当該施設を用いて、法第14条第4項又は法第14条の4第4項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けようとする場合には、第17条第2項第3号に掲げる者から、当該施設を産業廃棄物処分業の用に供することに関する同意を得ておかなければならぬ。

- 2 前項に規定する事業者は、産業廃棄物処理業の許可の申請を行う前に、様式第5号による中間処分業申請前事前協議書により、環境局長に協議するものとする。

# 特 集

3 前項の規定による協議については、第14条の規定を準用する。

## (産業廃棄物処理業の更新の許可)

第12条 産業廃棄物処理業の更新許可の申請は、許可期限の1月前までに行うものとする。

## 第5章 産業廃棄物処理施設に関する指導

### (処理施設の設置等届出)

第13条 要綱施設の設置又は変更（以下「設置等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届出て、適合通知を受けておくものとする。

### (設置等事前協議)

第14条 処分施設の設置等をしようとする者（以下「処分施設設置者」という。）は、法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の許可申請、法第15条の2の4第1項の規定による変更の許可申請及び前条の規定による届出（以下「設置許可申請等」という。）を行う前に、あらかじめ、環境局長に協議するものとする。ただし、他法令に基づく認可等を得るため、あらかじめ、構造設備等に関して環境局長の審査を受けている場合は、この限りでない。

2 前項の規定による事前協議は、様式第6号による事前協議書によるものとする。

3 前項の事前協議書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。ただし、法第15条の2の4第1項の規定による変更の許可に関する事前協議にあっては、省令第12条の9に規定する書類及び図面を提出するものとする。

一 省令第11条に規定する書類及び図面

二 政令第7条の2に規定する産業廃棄物

処理施設にあっては、法第15条第3項の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の概要を記した書類

4 環境局長は、事前協議書の内容を審査するにあたっては、必要に応じて関係市町村長及び関係機関と協議することができる。

5 環境局長は、審査の結果、必要と認められるときは、計画の変更、廃止等を指示するものとする。

6 環境局長は、前項の規定による計画の変更、廃止等の指示をしない事前協議については、関係市町村長及び関係機関との協議結果、実地調査の結果及び事前協議書の内容を審査した結果に基づき、設置等許可申請等及び設置等の工事にあたっての留意又は改善すべき事項を施設設置者に通知するものとする。

7 前項の通知の有効期間は、審査結果を通知した日から2年間とする。ただし、当該通知を受けた者からの申出に基づき、正当な事由があると認められるときは、その有効期間を延長することができる。

### (県土地開発要綱等の優先)

第15条 処分施設設置者は、処分施設の設置等の計画が土地開発事業の適正化に関する指導要綱（昭和48年8月15日公示）、土地取引等における事前指導要綱（昭和50年土対第173号岐阜県企画部長通知）又はそれらと同趣旨の県内市町村の条例、規則若しくは要綱の適用を受ける規模のものであるときは、設置許可申請等の前に、これらの規定による手続を済ませておくものとする。

### (他法令等による規制の解除)

第16条 処分施設設置者は、設置許可申請等にあたっては、他法令等による規制の解除

の申請を済ませておくものとする。

(設置許可申請等)

第17条 要綱施設の設置に係る届出は、様式第7号による産業廃棄物処理施設設置等届出書（以下「設置等届出書」という。）によるものとする。

2 設置許可申請等に関する申請書又は届出書（要綱施設の変更に係るものと除く。）には、省令第11条に規定する書類及び図面（要綱施設の場合にあっては、同条の例による書類及び図面）並びに省令第11条の2に規定する事項を記載した書類及び図面に加え、次に掲げる者からの施設設置に関する同意書を添付するものとする。ただし、処理業者以外の事業者が、自ら（知事が認める関連会社等から排出される産業廃棄物を併せて処理する場合を含む。）処分するために中間処理施設（要綱施設であるものを含む。）の設置等をしようとする場合、指定業者が再生活用の事業の用に供する施設の設置等をしようとする場合及び処理対象品目が変わらない処分施設の更新による場合はこの限りでない。

一 遮断型最終処分場の設置等をしようとする者にあっては、隣接地（敷地境界から10メートル以内の土地をいう。以下この項において同じ。）所有・使用権原者、関係市町村長から同意を得るよう求められた関係自治会並びに計画地の敷地境界から500メートル以内の世帯の世帯主及び事業場の代表者又は責任者

二 積替施設の設置等をしようとする者にあっては、隣接地所有・使用権原者、関係市町村長から同意を得るよう求められた関係自治会並びに計画地の敷地境界から100メートル以内の世帯の世帯主及び

事業場の代表者又は責任者。ただし、建築物の新築、改築又は解体に係る工事現場から排出されるがれき類、木くず等が混合された産業廃棄物に係る積替施設については、隣接地所有・使用権原者のみとする。

三 前2号以外の処分施設の設置等をしようとする者にあっては、次に掲げる者

イ 隣接地所有・使用権原者

ロ 関係市町村長から同意を得るように求められた関係自治会

ハ 放流水がある場合には、放流地点から1000メートル以内（当該範囲において放流水が100倍に希釀される場合は、当該希釀されるまでの範囲）の河川及び水路の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者（慣行水利権者を含む。）及び漁業権者

ニ その他関係市町村長が特に必要と認めた者

3 処分施設設置者は、説明会等の開催により、当該処分施設を設置しようとする地域及びその周辺地域で、当該処分施設の設置に伴い環境に著しい影響をおよぼすおそれのある地域の住民（以下「関係住民」という。）に対し、事業計画を周知するよう努めるものとする。

4 処分施設設置者は、関係市町村長から関係住民に対する説明等を求められたときは、誠実に対応するものとする。

5 処分施設設置者は、関係市町村長から当該施設における産業廃棄物の処理に係る環境保全に関する協定等の締結を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

# 特 集

## (処分施設の技術上の基準)

第18条 処分施設の技術上の基準は次によるものとする。

- 一 産業廃棄物処理施設にあっては、法第15条の2第1項第1号（法第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準の具体的な事項を定めた構造指針に適合する構造であること。
- 二 要綱施設にあっては、法第15条の2第1項第1号（法第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準に準じて、具体的な事項を定めた構造指針に適合する構造であること。

## (使用前検査)

第19条 処分施設設置者は、法第15条第1項の規定による許可又は第13条の規定による適合通知を受け、かつ、第16条の規定による他法令等の規制が解除されたことを証する書類の写しを添付した様式第8号による設置等工事着工届出書正副2部を管轄保健所へ提出した後に設置等の工事に着手するものとする。

- 2 処分施設設置者は、処分施設の設置等にあたっては、許可処分通知を受けた設置許可申請書又は適合処分通知を受けた設置等届出書に記載した事項を逸脱してはならない。
- 3 処分施設設置者は、設置等の工事の主要な段階ごとに、写真等により記録を残しておくものとする。
- 4 処分施設設置者は、処理施設完成時には視認できなくなる設備等について中間検査を受けて第2項に規定する事項に適合していることの確認を受けなければならない。

## (要綱施設の適合通知書)

第20条 知事は、要綱施設の設置等に係る届出については、法第15条の2第1項の規定の例により審査し、同項に適合していると認めるときは、適合通知書を交付するものとする。

## (維持管理等)

第21条 施設設置者は、処理施設における安全を確保するために、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 施設の維持管理は、省令第12条の6の技術上の基準を具体的に定めた管理指針に適合すること。
- 二 厚生省、環境庁等から示されたガイドライン、マニュアル等に適合するよう産業廃棄物の保管若しくは処分又は処分施設の維持管理を行うこと。

## (要綱施設の変更)

第22条 要綱施設の変更については、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- 一 要綱施設の変更の内容が、省令第12条の8各号のいずれにも該当しない変更である場合には、様式第9号による届出書を知事に提出して行うものとする。
- 二 要綱施設の変更の内容が、省令第12条の8各号のいずれかに該当する変更である場合には、第14条に規定する事前協議及び第17条に規定する設置等届出を行うものとする。ただし、施設の拡大を伴わない処理対象品目の追加に係る場合にあっては、同条第2項の規定による同意書の添付は要しないものとする。

## (要綱施設に係る諸報告に関する事務)

第23条 要綱施設を休止し、又は再開したときの届出は、省令第12条の10の2の規定を準用し、遅滞なく様式第10号による届出書

を知事に提出して行うものとする。

- 2 要綱施設のうち最終処分場の埋立を終了したときの届出は、省令第12条の11の規定を準用し、埋立を終了した日から30日以内に、遅滞なく様式第11号による届出書を知事に提出して行うものとする。
- 3 処分施設のうち最終処分場の廃止に関する協議は、廃止しようとする最終処分場に係る維持管理の記録を添付し、様式第12号による産業廃棄物最終処分場廃止協議書を環境局長へ提出して行うものとする。
- 4 産業廃棄物処理施設のうち最終処分場又は要綱施設の廃止の届出は、次のものを添付し、知事に提出するものとする。
  - 一 最終処分場 前項に規定する産業廃棄物最終処分場廃止協議書の審査結果
  - 二 最終処分場を除く要綱施設 保管中の産業廃棄物の種類及び量並びにその予定適正処理方法
- 5 要綱施設の承継については、省令第12条の12の規定を準用し、様式第13号による届出書を知事に提出して行うものとする。

## 第6章 勧告及び公表

### (勧告等)

第24条 知事は、この要綱の規定を遵守しない者があるときは、この要綱の施行に必要な限度において、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

### (公表等)

第25条 知事は、この要綱に基づく勧告等を受けた者が、その勧告等に誠実に応じないときは、その旨及びその勧告等の内容を公表することができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の規定によってした申請その他の行為は、改正後の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の相当規定によってしたものとみなす。

# 特 集

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所

氏 名

㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

## 産業廃棄物県内搬入処理計画協議書

下記に事業所から排出する産業廃棄物を、貴職管轄内に産業廃棄物処理業者が設置した産業廃棄物の処理施設へ搬入し処理することを委託したいので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第8条第1項の規定により協議します。

排出事業者	名 称			
	所 在 地			
県 域 内 へ 搬 入 処 理 し よ う と す る 产 業 廃 棄 物	種 類	品目（名称）性状	量	
	産業廃棄物の荷姿			
	通常の保管状況の下での廃棄物の性状変化			
他の廃棄物との混合の許否等				
搬 入 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
現 在 の 処 理 方 法				
県 域 内 に 搬 入 処 理 し よ う と す る 理 由				

**特集**

収集運搬業者	住 所			
	氏 名	印 収集運搬を受託する意思があります。		
	許可の年月日 及び許可番号			
	許可の事業範囲 (処理の方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類を明記すること)			
中間処理又は最終処分業者	住 所			
	氏 名	印 処分を受託する意思があります。		
	許可の年月日 及び許可番号	年	月	日 第 号
	許可の有効期限	年	月	日まで
許可の事業範囲 (処理の方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類を明記すること)				
処分の用に供する施設(施設の種類、設置場所、設置年月日、処理能力 (最終処分場にあつては埋立地の面積、埋立容量) 許可年月日、許可番号)				

担当者 氏名			
連絡先	電話	( )	内線

注1:「住所」、「氏名」は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

注2:収集運搬を排出事業者自ら行う場合は、収集運搬業者欄には、「自己運搬」と記載すること。

注3:処理委託先が2カ所以上ある場合は、それぞれ管轄保健所が異なる場合は、他の保健所に提出すべき内容についても、すべて記載するとともに、それぞれの保健所へ同時に提出すること。

# 特 集

## 様式第2号（第8条関係）

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所  
氏 名

印

## 立 入 承 諾 書

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第8条第3項の規定により、県内搬入産業廃棄物を排出する事業場の立入を承諾します。

## 様式第3号（第8条関係）

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所  
氏 名

印

## 県内搬入処理に関する誓約書

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第8条第3項の規定による産業廃棄物の岐阜県内搬入処理に関し、承認を受けた後は、搬入処理するにあたり、下記のことを遵守することを誓約します。

### 記

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守するとともに指導要綱の目的を理解し、その規定を遵守します。
- 2 排出事業者としての処理責任を自覚し、収集運搬業者、処分業者（中間処分業者、最終処分業者）を十分監視指導するとともに、それらの処理業者において問題が生じた場合は、貴職の行政指導に従います。
- 3 指導要綱第3条第2項の規定により、処理委託契約を行い、それを保存するとともに、報告が求められたときは、すみやかに提出します。  
また、当事業所に対する実地調査には協力します。
- 4 溶出試験又は成分分析試験を求められたときは、すみやかに実施し、その試験結果書の写しを提出します。

## 様式第4号（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

岐阜県 保健所長

## 産業廃棄物県内搬入承認通知書

平成 年 月 日付けで協議されました貴事業所の産業廃棄物の県内搬入処理については、下記のとおり承認します。

記

## 1 搬入する産業廃棄物

種類：

品目（性状）：

搬入量：

## 2 搬入期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

## 3 搬入先

住所：

氏名：

施設の所在地：

## 4 搬入にあたっての留意事項

# 特 集

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

岐阜県環境局長 様

住 所

氏 名

印

## 中間処分業申請前事前協議書

下記の産業廃棄物に当たり、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第11条第1項の規定により、事前審査のため協議します。

記

### 1 処理施設の種類及び処理能力

種 類：

処 理 能 力：

### 2 処理施設の設置場所

所 在 地：

注 処理施設の種類は、具体的に記載し、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施  
行令第7条各号のいずれかに該当する  
場合は、その旨も記載すること。

担当者 職氏名		
連絡先	電話 ( )	-

様式第6号（第14条関係）

年　月　日

岐阜県環境局長様

住 所

氏 名

### 産業廃棄物処理施設設置等計画事前協議書

下記の産業廃棄物処理施設の 設置・構造等変更 の計画にあたり、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第14条第1項の規定により、事前審査のため協議します。

記

#### 1 処理施設の種類及び処理能力

種 類：

処 理 能 力：

#### 2 処理施設の設置等の計画地住所

注1：処理施設の種類は、具体的に記載し、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条のいずれかに該当する場合は、その旨も記載すること。

注2：最終処分場の処理能力は、埋立地面積、容量を記載すること。

担当者 職・氏名	
連絡先	電話 ( ) -

# 特 集

様式第7号（第17条関係）

年 月 日

岐阜県知事

様

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

## 産業廃棄物処理施設設置等届出書

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第17条の規定により、産業廃棄物の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に該当しないものに限る。）の設置・構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

施 設 の 種 類			
処 理 能 力			
設 置 場 所			
処理対象産業廃棄物	種 類	品目（名称）、 主成分、性状等	予定処理量 ／日・／月
処理方法、構造・設備 の概要及び施設の維持 管理の内容	別紙のとおり		
設備・構造等変更の 工事着手予定年月日			

注1：構造等変更にあたっては、変更後の全体を記載し、変更前をかっこ書きとすること。

注2：処理対象産業廃棄物は、書ききれないときは、別紙とすること。

**特 集**

**1 処分予定産業廃棄物**

排出事業者		産業廃棄物 の種類	品目 (名称)・性状等	量 [t/m <sup>3</sup> /月]
名称(工場名等)	所在地(市町村名)			

特記事項

**2 計画地現況（構造等変更に係る場合は、変更後の全体について記載し、変更前を括弧書きすること。）**

総面積 登記簿上の面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 実測面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

地番			
登記簿面積			
地目			
現況			
土地所有権者(住所・氏名)			
抵当権設定の有無			
土地使用権者(住所・氏名)			
土地使用権者の見込 (購入、賃貸等既得・見込みの別)			
地番			
登記簿面積			
地目			
現況			
土地所有権者(住所・氏名)			
抵当権設定の有無			
土地使用権者(住所・氏名)			
土地使用権者の見込 (購入、賃貸等既得・見込みの別)			

## 特 集

3 処理能力等（構造等変更に係る場合は、変更後の全体について記載し、変更前を括弧書きすること。）

### 積替施設

積替え方式：\_\_\_\_\_

構造及び設備の概要：\_\_\_\_\_

処理能力：最大保管能力 \_\_\_\_\_

### 中間処理施設

処理方式：\_\_\_\_\_

構造及び設備の概要：\_\_\_\_\_

処理能力：時間最大処理能力 \_\_\_\_\_

一日最大処理能力 \_\_\_\_\_

通常一日処理時間 \_\_\_\_\_ 時間

### 最終処分場

処理方式：管理型 安定型 遮断型

構造及び設備の概要：埋立地面積 \_\_\_\_\_  $m^2$

埋立容量 \_\_\_\_\_  $m^3$

掘削深度 \_\_\_\_\_ m

盛土高 \_\_\_\_\_ m

## 特 集

4 放流水(汚水・浸出液処理施設)(構造等変更に係る場合は、変更後の全体について記載し、  
変更前を括弧書きすること。)

処 理 方 式:

処 理 能 力: 時間最大 \_\_\_\_\_  $m^3/\text{hr}$   
一日最大 \_\_\_\_\_  $m^3/\text{日}$

予 測 原 水 水 質: pH BOD SS 油分

処理後放流水水質: pH BOD SS 油分

放 流 水 量(予定): \_\_\_\_\_  $m^3/\text{日}$

放 流 方 法:

放 流 先 概 況:

放流先河川水の利用状況:

5 周辺の地下水の利用の状況

・施設周辺1kmの範囲(その範囲内に住家等がない場合は、直近集落まで)の状況を略図  
で示すこと。



### 様式第8号(第19条関係)

年 月 日

岐阜県環境局長様

住 所

氏 名



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

### 設 置 等 工 事 着 工 届 出 書

年 月 日付けで岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第13条の規定により適合通知を受けた下記の処理施設について、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第16条の規定により、他法令による規制が解除されたことを証明する書類を添付して、工事着工を届け出ます。

記

1 処理施設の種類

2 処理施設の設置等の計画地住所

3 工事着工予定日 年 月 日

4 添付書類一覧

# 特 集

様式第9号（第22条関係）

## 要綱施設軽微変更届出書

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

要綱施設を軽微等変更したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第22条第2項の規定により届け出ます。

要綱施設の名称						
要綱施設の設置の場所						
要綱施設の種類						
届出の年月日		届出	年	月	日	第 号
変更の内容	軽微な変更事項					
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更					
※事務処理欄						
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。						

（日本工業規格 A列4番）

# 特集

様式第10号（第23条関係）

## 要綱施設 休止届出書 再開

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

要綱施設を 休止・再開 したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第23条第1項の規定により届け出ます。

要綱施設の名称					
要綱施設の設置の場所					
要綱施設の種類					
届出の年月日	届出年月日	第号			
休止若しくは再開の理由	(休止・再開の別)				
休止若しくは再開の年月日	年月日				
※事務処理欄					
備考					
1 ※欄は記入しないこと。					

(日本工業規格 A列4番)

# 特集

様式第11号（第23条関係）

（表面）

## 要綱施設の最終処分の埋立処分終了届出書

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住 所

氏 名

㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

要綱施設の最終処分場の埋立処分を終了したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第23条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて届けます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住 所 氏 名 電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年 月 日 第 号
埋立地面積 埋立ての深さ又は 覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup> 埋立の深さ m 覆土の厚さ m
※事務処理欄	

（日本工業規格 A列4番）

# 特集

様式第12号（第23条関係）

年 月 日

岐阜県環境局長 様

届出者

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

## 産業廃棄物最終処分場廃止協議書

年 月 日に埋立終了を報告しました下記の産業廃棄物の最終処分場を廃止したいので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第23条第3項の規定により、埋立終了後の維持管理記録を添えて協議します。

記

最終処分場の設置場所	
設置等許可又は設置等 届出の年月日	年 月 日

# 特 集

様式第13号（第23条関係）

## 要綱施設継承届出書

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

要綱施設の設置適合通知を受けた者の地位を継承したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第23条第5項の規定により、届け出ます。

施設の名称				
施設の種類				
設置場所				
届出の年月日	年	月	日	第 号
継承の年月日	年	月	日	
継承者の氏名 (法人にあっては 名称及び代表者の 氏名) 及び住所				
継承の原因	1 譲り受け	2 借受け	3 相続	4 合併
※事務処理欄				
※の欄は記入しないこと。				

（日本工業規格 A列4番）

平成11年度

## 廃棄物対策課産業廃棄物関係事業の概要

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

### 1 産業廃棄物実態

これまで5年毎に実施していた産業廃棄物実態調査を、多量排出事業者を中心としたアンケート調査など簡易な方法により毎年度実施する。

### 2 産業廃棄物適正処理の推進

岐阜県廃棄物処理マスタープラン（第五次産業廃棄物）処理計画に基づき、産業廃棄物の適正処理を図る。

### 3 中部圏広域処理構想の検討

広域臨海環境整備センター法により中部圏廃棄物対策協議会で検討する。

### 4 廃棄物不適正処理対策事業

(1) 廃棄物不適正処理に関する県民モニター等からの通報窓口、関係機関との連絡調整、行政措置方法等について定めることによって、不適正処理の防止を図る。

- ・岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱の制定
- ・県民監視モニターの設置 110人

- ・廃棄物不適正処理対策連絡会議の設置  
(各県事務所)

- (2) 不適正処理監視パトロール  
「岐阜県産業廃棄物不適正処理防止パトロール実施要領」により、市町村、警察機関と緊密な連携を図り、計画的なパトロールを実施する。

### 5 廃棄物対策推進本部

最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の確保が困難となっており、また廃棄物の不法投棄の増加等の不適正な処理が大きな問題となるなど廃棄物対策は緊急の課題であるため、岐阜県廃棄物対策推進本部を設置して、廃棄物対策の五原則に基づいた廃棄物対策を総合的、全局的に推進していく。

- ・平成8年4月9日 設置
- ・本部長 知事、本部員 関係部局長

### 6 廃棄物問題検討委員会

廃棄物問題については、県民の総意に基づき、打開策を真剣に見いだしていく必要があるため、専門家からなる委員会を開催し、率

# 特 集

直な意見・示唆を得ながら廃棄物行政に役立てるとともに、県民に対しても広く廃棄物問題について理解を得ていく。

- ・平成8年11月19日 設置
- ・座長 館 正知

## 7 廃棄物問題連絡協議会

廃棄物処理の当事者の代表からなる協議会を設置廃棄物対策五原則に基づいて、岐阜県全体の廃棄物問題の対応策を協議する。

- ・平成9年7月29日設置
- ・座長 岡本太右衛門

## 8 廃棄物処理施設専門家委員会の設置

廃棄物処理施設（焼却施設最終処分場）の設置の許可にあたっては、生活環境の保全について専門的知識を有する者の意見を聞く。

## 9 適正処理監視指導

### (1) 排出事業所立入検査

保健所により計画的な立入検査を実施し、次の事項について監視指導を行う。

- ・排出業者の「自己処理責任の原則」の徹底指導
- ・排出抑制、減量化の推進指導
- ・リサイクルの推進指導
- ・多量排出事業所及び特別管理産業廃棄物

排出事業所に対して、産業廃棄物の処理に関する計画の作成指導及びその進行管理の徹底指導

- ・産業廃棄物の適正処理、適正委託及びマニフェストの励行の指導

### (2) 産業廃棄物処理施設立入検査

①「岐阜県産業廃棄物に関する監視査察要綱」により、計画的な監視査察、立入検査等を実施する。

②焼却施設への立入検査を行い、必要に応じ排ガス汚染度を測定することなどにより、「焼却に係る廃棄物処理基準」を遵守させる。又、許可対象施設については「ダイオキシン対策に係る構造基準・維持管理基準」の遵守指導を行う。

③産業廃棄物最終処分場の廃止にあたっては、現場での確認検査を実施する。

## 10 県試験研究機関産業廃棄物の適正処理

排出事業者処理責任を適正に全うするため、県の試験研究機関（保健所を含む）で生じた有害汚泥及び引火性廃油、有害廃油を集積し、一括して処理委託する。

## 11 産業廃棄物処理技術検討調査

埋立終了した最終処分場（中部クリエイト事業団）を対象として、浸出液等の経年変化の動向を調査する。

# 平成11年度事業概要について

岐阜市生活環境部  
環境総務課廃棄物指導係

産業廃棄物処理施設の不足、不法投棄等不適正処理の増加等の問題を踏まえ、廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、施設の信頼性・安全性の向上、不法投棄防止対策等の総合的対策をもりこんだ改正法が、平成9年6月18日に公布され、その第3次施行が昨年12月1日に行われることにより、すべての施行が完了しました。

これに沿い、本市において行う施策は以下のとおりです。

## 1 産業廃棄物排出事業者に関する事項

### ①事業場立入検査

- ・産業廃棄物保管状況確認
- ・委託契約、マニフェスト交付・保管状況
- ・汚泥・鉱さい等の溶出検査

### ②多量排出事業所の指導

### ③各種報告に関する指導

- ・産業廃棄物処理実績報告書
- ・特別管理産業廃棄物処理実績報告書
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書

### ④焼却施設に関する指導

- ・産業廃棄物処理施設に該当する施設
- ・ダイオキシン類自主測定、構造基準・維持管理基準担保
- ・上記以外の施設
- ・産業廃棄物処理基準に合致する維持管理
- ・ダイオキシン類行政検査

## 2 産業廃棄物処理業者に関する事項

### ①処理場立入検査

- ・産業廃棄物保管状況、処分状況確認
- ・マニフェスト送付・保管状況
- ・汚泥・鉱さい等の溶出検査
- ・最終処分場の排水検査及び周辺の井戸水検査

- ・産業廃棄物処理基準に合致する維持管理

### ②各種報告に関する指導

- ・産業廃棄物運搬実績・処分実績報告書
- ③焼却施設に関する指導
  - ・ダイオキシン類自主測定、構造基準・維持管理基準担保
  - ・ダイオキシン類行政検査

## 3 不適正処理防止に関する事項

### ①各種パトロール

- ・環境衛生週間の不法投棄防止集中パトロール
- ・岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱に基づく合同パトロール
- ・公害担当部署との合同パトロール
- ・当部局による定期パトロール

### ②不法投棄監視モニター

- ・市内に30名のモニターを配置し、定期パトロールにより不法投棄の発見・通報を受ける
- ・上記モニターを含む市民一般からの通報を受けるため、不法投棄110番としてフリーダイヤルの電話とファックスを置く
- ・通報に迅速に対応するため、環境事務所に巡回パトロール係を置く

## 4 公共工事の廃棄物処理に関する事項

岐阜市が行う公共工事から発生するすべての産業廃棄物について、処理計画書を作成し適正処理の推進を図る。さらに、できる限り再生利用を指導する。

## 5 その他

- ・法改正に伴う啓発冊子の作成
- ・適正処理に関する啓発チラシ等の作成
- ・産業廃棄物処理推進協議会の育成指導

## 岐阜県におけるフロン回収・処理システムの構築について

岐阜県健康福祉環境部環境管理課

平成11年2月22日に開催された「岐阜県フロン回収・処理推進協議会」の総会において、消費者、フロン関係事業者及び行政の関係者が合意のもとに、オゾン層の破壊並びに地球の温暖化を防止することを目的としたフロン回収・処理システムを構築しましたのでお知らせします。

当日の総会においては、システムの具体化に向けた取組として「フロン回収・協力事業所認定制度」、「フロン回収済ステッカー制度」及び「フロン保管センター及び破壊処理センター運用マニュアル」の導入が決定されました。

また、県では、これと歩調を併せ、フロンの回収及び処理に関し必要な事項を定めた「岐阜県フロン回収・処理要綱」を制定し、平成11年2月22日より施行することとしております。

今後、このシステムにより、フロンの回収をより一層促進するとともに、県内で回収されたフロンを県内で処理する自己完結を目指していきます。

### 1 岐阜県フロン回収・処理要綱の制定

冷媒用フロンを使用する機器の取り扱いにおいて、大気中にフロンが放出されることを防止するため、使用者、関係事業者（回収、保管、破壊事業者など）及び行政機関（県、市町村）の責務等を定めた「岐阜県フロン回収・処理要綱」を策定し、2月22より施行します。

### 2 岐阜県フロン回収・処理推進協議会総会において決定された制度

#### (1) フロン回収・協力事業所認定制度の創設

フロン使用機器からフロンの回収を行なう自動車販売店、冷凍空調設備業者などの事業所を「フロン回収事業所」として、また、回収に協力している家電販売店などの事業所を「フロン回収協力事業所」として認定し、公表（広報誌、インターネットなど）することにより、フロンの適切な回収・処理を促進させ、県民の地球環境保全への意識の高揚を図ることを目的とした制度

#### (2) フロン回収済ステッカー制度の創設

自動車販売店などの事業者が、フロン使用機器からフロンを回収した際に、「フロン回収済ステッカー」を貼付し、フロン末回収機器と明確に区分することにより、フロン回収とフロン使用機器の適切な解体を促進させることを目的とした制度

#### (3) フロン保管センター及び破壊処理センター運用マニュアルの作成

岐阜県フロン回収・処理推進協議会への参加事業者及び市町村（一部事務組合を含む。）が回収したフロンの処理を委託するにあたり、県内のフロン保管センター並びにフロン破壊処理センターの利用手続きについて必要な事項を定めた運用マニュアル

県保健環境研究所と上田石灰製造(株)との共同研究により、上田石灰製造(株)において平成10年10月よりフロンの破壊処理が可能となったことから、県内で回収されたフロンを県内で処理する自己完結を目指したマニュアルとなっております。

# わがまちの産業廃棄物問題と対策

新処理施設の稼働により  
収集方法を見直し



可児市長 山田 豊

(社)岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援とご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、環境問題に関連した報道が連日のようにマスコミなどにより取り上げられ、今や大人から子供まで全国民の注目を集めていると言っても過言ではありません。とりわけ廃棄物に目を向けてみると、大量生産大量消費の時代の流れの中で、産業廃棄物の処理はもちろんのこと一般廃棄物の処理に関しましても様々な問題を抱えています。特に、自然環境や生活環境への影響が懸念されたことによる、御嵩町の産業廃棄物処理施設の建設反対運動や名古屋市の藤前干渴の廃棄物埋め立て処分場の建設中止は、今後の処理施設建設に様々な影響を与えることとなりましたことはご承知の通りです。

そのような状況において、当市では平成11年4月より、新たな一般廃棄物処理施設である「ささゆりクリーンパーク」が稼働します。この施設は、当市と美濃加茂市並びに加茂郡及び可児郡内の11市町村で組織する一部事務組合で運営されるもので、可児市塩河地区に地区住民の多大なるご理解とご協力を得て建設されたものです。能力的には、従来の施設

の2倍以上の処理が可能な他、焼却灰溶融システムなど最新設備を導入し、環境面でも様々な配慮をした施設となっています。ただし、増加し続ける廃棄物に対して、施設の能力に依存するのではなく、減量及びリサイクルに対する積極的な取り組みを継続していくかなければならないことは言うまでもありません。

新処理施設では、袋収集を原則としているため、当市が昭和47年より導入している可燃物の指定袋の他、今回から不燃物にも指定袋を導入することになります。また、指定袋に入らない粗大ごみについては、シール制を導入することにしました。管内市町村ごとに指定袋の種類及び金額など多少の違いがありますが、当市では、指定袋を大小2種類とし可燃物不燃物共に、大を1袋(10枚入り)300円、小を1袋(10枚入り)200円、粗大ごみシールを1枚500円としています。従来は、可燃物指定袋のみ有料としていましたが、今回の改正により、全ての廃棄物において、市民に相応の負担をしていただくことになるため、廃棄物の減量化の推進に役立つと考えております。

また、平成10年6月から「リサイクル事業」による分別収集を開始し、ビン・カン・ペットボトル・トレイ発砲スチロールの4種8品目を資源として回収しリサイクルを推進する一方、資源集団回収におきましては、古紙価格の逆有償対策として、平成10年度から奨励金単価を5円/kgから7円/kgに引き上げ、継続的な実施を推進しています。

更に、生ごみの堆肥化につきましては、当市が発祥の地とされています「イーエムボカシ」の利用拡大のため、平成8年度からモデル事業による普及強化を進める一方、平成7年度からは、最近注目を集めている「機械式生ごみ処理機」に対する助成を実施しています。

このように、各種施策を推進中の当市です

が、平成12年度からの「容器包装リサイクル法」の対象品目の増加及び平成13年度から施行が予定されている「家電リサイクル法」への対応の他、剪定後の草木類等処理困難物の対応等、多くの課題も抱えています。

今回の新処理施設の稼働に伴う収集方法の

改定を一つの節目として、今後も各種減量施策及びリサイクル施策を通して、市民の意識改革を推進していく所存です。

終わりに当たりまして、(社)岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。

## 分別収集を町民の協力で推進



高富町長 山崎 通

日頃、貴協会並びに会員の皆様方には、生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理対策に格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当町は、岐阜県の南部、山県郡の東南部に位置しており、東は岐阜市・武芸川町、西は伊自良村、南は岐阜市、北は美山町に接しています。地形は、北境は古城山（標高407m）を主峰とする連峰をめぐらし、東西両境とも200m級の連峰によって周囲を囲まれた盆地状の地形を形成しています。その盆地の中央部を、長良川の支流である鳥羽川が、付近の川を合流しながら縦断し、その流れに沿って耕地や宅地が掌のように広がっている緑豊かな町です。また、国道256号、主要地方道関本巣線、一般県道伊自良高富線などが交通網を形成し、将来は東海環状自動車道の建設に期待が寄せられています。

県下で二番目、全国で37番目の有線テレビ局を平成6年に開局し、町独自の情報をリアルタイムで各家庭に流しています。また全国でもめずらしい「香り」をテーマにした四国

山香りの森公園では四季折々の香りを楽しんだり「香り会館」でボブリづくりができます。町内を巡回する「ハーバス」は、かぐわしい香りを放つハーブの森へと案内してくれます。

さて、廃棄物問題につきましては、容器包装リサイクル法により、今までのビンの資源ごみに加え平成10年6月よりペットボトル、缶（スチール・アルミ）の分別収集を開始し、全町民の協力により順調にごみの減量化・資源化がすすんでいます。

当町の収集体系は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの四つに分類されます。可燃ごみは、毎週2回収集しており、広域の山県郡環境衛生施設組合へ搬入し処理をお願いしています。不燃ごみ・粗大ごみにつきましては、月1回収集し同じく山県郡保全センターへ搬入し、資源等に分別処理しています。また資源ごみのガラスびんは、無色・茶色・その他の三色に分けて毎月1回収集し、ペットボトルも同じ日にあわせて分別収集しています。缶（スチール・アルミ）も別の日に月1回収集し、郡の処理センターで分別した後、それぞれの処理業者に搬入し、リサイクルに役立てています。

紙・雑誌・布・牛乳パック・アルミ缶等に関しましては、各学校のPTA・子供会他各種団体にお願いして奨励金を交付して資源回収を推進しています。平成11年度には、奨励金の増額並びに生ごみ処理機購入補助金の増額を検討して、より一層のごみの減量化・資源化に努めたいと考えています。

終わりに当たりまして、(社)岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。

# 第19回通常総会を開催

## 平成11年度の事業計画・予算を決定

### 総会に続いて記念講演会



第19回通常総会

第19回通常総会が去る3月19日に「サンピア岐阜（厚生年金健康福祉センター）」で亀山穂岐阜県環境局次長、大竹和文岐阜県警祭本部生活保安課長ほか多数の来賓ご臨席のもとに盛大に開催されました。

総会では、小瀬理事長が、次のとおりご挨拶を申し上げました。

#### 小瀬理事長挨拶

本日、ここに第19回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位を始め会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは誠にありがとうございます。

当協会は、第16回通常総会において、産業廃棄物業界主体の団体として組織を改め、定款を改正し、名称も新たに「岐阜県産業環境保全協会」として再発足以来2年近くが経過

致しました。この間県民各位の本協会へのご理解と期待が高まると共に会員皆様方の暖かいご理解とご協力を得まして、多数の方々が新たに会員としてご入会をいただき、組織強化事業、教育研修事業、廃掃法等改正にかかる啓発普及事業をはじめ、県市との交流等協会としての事業も順調に推進してまいりました。

環境問題は、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等地球的規模で考えなければならない時代となっております。とくに地球温暖化による異常気象等は、地球全体にとっても各地で豪雨、異常乾燥等による被害をもたらし深刻な問題となっており、世界各国が協調し二酸化炭素の削減等解決しなければならない重要な問題となっております。

また、廃棄物についてごみ焼却施設や工場などから排出されるばいじんに含まれるダイオキシン問題、なかでも、最近の「埼玉県所沢市産野菜から高濃度のダイオキシン検出」のマスコミ報道による対応や、また、環境ホルモンが大きな問題になっております。ホルモン作用と原子微量化学物質が環境循環により、動物に蓄積し、動物の生殖能力が衰えてしまった事例等が発表され、人間の生殖能力減退の現象も明らかにされつつあります。生理学的原因としてはなお解明すべき点が多く残されておりますが、化学物質管理についての新たな視点が求められるものであり、人類

生存にも関わる深刻な問題となっております。

今回の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の大幅な改正により、これらに係る政省令も整備されました。とくに昨年12月から全ての産業廃棄物の処理に「産業廃棄物管理票」の使用が拡大され義務づけられたことは、産業廃棄物の適正処理の推進にあたって、画期的な改正であったと思います。

県におかれましても廃掃法を補強する全国初の「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を制定され、排出事業者の義務について処理計画書の作成、委託した処理業者の適正処理の監視を規程する等必要に応じ指導ができる体制がはかられました。また、「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が改正され、当協会と致しましても、当該要綱の改正にあたり会員の意見を集約し、数次にわたり県ご当局にお願いをいたして参ったところであります。改正にあたって協会よりの要望に対してもご配慮いただきました。このことに対しこの場をかりて厚くお礼申しあげます。こうした法令の整備により、産業廃棄物対策にかかる懸案諸問題についてその解決の方向が整備されるものと期待するものであります。

しかしながら、こうした適正処理の推進、環境の整備が図られる中で最終処分場の逼迫は今や誠に厳しいものがあります。廃棄物の減量化、リサイクル化が強化され推進されてはおります。根本的には、産業廃棄物最終処分場の処理容量の逼迫状態を解決することが緊急の課題となっております。このままで推移すれば岐阜県産業の存立の危機を迎えるのではないかとの切迫感があります。しかし、長びく経済不況脱出のために内需拡大、消費

刺激が国策とされており、再び大量消費時代を迎えることは明らかでありながら、消費拡大景気浮揚という国政において処理場設置等は、取り上げられることもなく過ぎております。しかもこの緊急課題に対する地域住民の理解を得られないまま推移しており、そのため生ずる最終処分場利用不能のため、マスコミ等によって連日のように報じられる不法投棄の問題に象徴されるように最終処理場対策は誠に憂慮されるものであります。

当協会はこうした大変厳しい社会情勢のもとで産業環境を保全し岐阜県産業の活性化を図るという当協会の事業目的を達成するために適正処理、再生利用等を推進し、生活環境を保全し産業の健全な発展を支援することによって県民福祉の向上への寄与を果たすため、会員の皆さま方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会は、平成11年度の事業計画、及び平成11年度収支予算について、ご審議いただきご承認をお願いするものであります。ご承認頂きますこれらの事業計画、収支予算関係をもとに、本年度も会員の皆様のご賛同を得ながら更に組織強化をすすめ、「財団法人地球環境村ぎふ」及び本協会会員の行う共同産業廃棄物の処理施設の設置促進を積極的に推進し、とくに地球環境村による最終処分場設置の実現を推進したいと存じております。これにより産業廃棄物の適正処理の推進、リサイクル利用、情報伝達事業等の推進により一層の努力を図ってまいります。

またこの総会の席上におきまして、産業廃棄物業務に永年勤務されました方々、創意工夫、関連業界育成に積極的にご尽力くださいました方々をご顕彰申しあげそのご功績をおたたえいたすことになっています。皆様とと

もに心からお祝いと感謝を申し上げたいと存じます。

終わりにあたりまして、本日ご多忙のなかご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、本協会に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。



総会はつづいて梶原拓岐阜県知事祝辞を亀山禮岐阜県環境局次長が代読、大竹和文岐阜県警察本部生活安全部生活保安課長が祝辞を述べられ、加藤利徳岐阜県議会議長からの祝電を披露したあと産業廃棄物関係功労者の表彰式、議事と進められました。

議事は日本環境株式会社代表取締役田中一郎氏を議長に選出して、第1号議案平成11年度の事業計画、第2号議案平成11年度収支予算について慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

## 功労者の表彰

本協会の表彰制度による産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第19回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

### ○永年勤続功労(個人の部)

日本環境(株) 部長	廣岡 進
同 課長	藤 昌治
寿和工業(株) 事務担当	平田登美子
同 配車担当	山田好美
同 事務担当	岩井京美

### ○創意工夫功労(個人の部)

寿和工業(株) 工務担当	酒向三男
--------------	------

### ○関連業務育成等功労(個人の部)

明治製菓(株) 岐阜工場工務環境室長

高木明雄

川一製紙(株) 岐阜工場相談役会長

後藤 治

中洲製紙(株) 代表取締役

河村正彦

二村化学工業(株) 大垣工場常務取締役工場長

大場猪三美

(株)岡本 常務取締役

堀江尚男

### ○関連業界育成等功労(団体の部)

龜井製陶(株)



廣岡 進



藤 昌治



平田登美子



山田好美



岩井京美



酒向三男



高木明雄



後藤 治



河村正彦



大場猪三美



堀江尚男

### 岐阜県警察本部廃棄物対策室廃棄物担当係長太田政美氏を迎える第19回通常総会記念講演開催

去る3月19日午後3時15分から、「サンピア岐阜」において講演会を開催しました。当時は平成11年第19回通常総会が午後2時から開催され、閉会後引き続いて開催されたもので、講師には、岐阜県警察本部廃棄物対策室廃棄物担当係長太田政美氏をお迎えしました。講演テーマは「産業廃棄物取締の現状について」と題して1時間余にわたり大変貴重な特に我々許可業者として心掛けなければいけないこと等ご講演をいただきました。講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号で紹介いたします。

### 第8回理事会開催

1月18日(月)午前10時から「岐阜市薮田南岐阜県水産会館」中会議室において平成10年度第8回理事会が開催されました。

この理事会においては、第1号議案の新規加入会員の承認に続いて、協議事項として平成10年11月25日付け日刊新聞が報じた、平成9年11月19日美濃市曾代地区で発生した火災で生じた燃えがら、鉛さい等の撤去を県が、不法処理をした産廃業者に代わって、行政代執行により一部を撤去する方針が決定されたという記事に基づき、当協会の事業目的である生活環境の保全、また、最終処分場の逼迫している現状等から、当協会会員が力を結集して何か協力できないものか協議された。協議の結果、全員一致で次の通り決定し当日付け理事長から知事あて申し入れました。

### 協議・決定事項

協会設立の事業目的に副い、会員の力を結集し、県の産業廃棄物撤去（行政代執行）についてその円滑な実施につき全力を挙げて協力します。

### 第9回理事会開催

2月19日(金)午前10時から「岐阜市薮田南岐阜県水産会館」中会議室において平成10年度第9回理事会が開催されました。

この理事会においては、第19回通常総会に提案する平成11年度の事業計画（案）と平成11年度収支予算（案）について、審議され、提案された議案は次のとおりで、第1号議案平成11年度事業計画（案）については産業廃棄物最終処分場の逼迫しているなか、第1基本方針に、「共同処分場の設置促進」を、第2事業計画6共同設置・技術援助事業として、財団法人地球環境村ぎふ及び会員の行う「共同産業廃棄物処理施設設置を積極的に推進します」と一部修正し、全員一致で承認され、次回第19回通常総会に提案することと決定されました。

第1号議案 平成11年度事業計画（案）について

第2号議案 平成11年度収支予算（案）について

第3号議案 平成10年度優良会員等表彰者の選考について

第4号議案 第19回通常総会の開催について

第5号議案 役員の選任について

第6号議案 委員会の委員構成について

第7号議案 新規加入会員の承認について

## 新規加入会員の紹介

平成10年度第8回理事会を1月18日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

## 〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
第一物産株式会社 ☎(0577)32-3110代	代表取締役 島 良 明	〒506-0031 高山市西之一色町2-88	収集運搬業
株式会社藤工 ☎(0573)68-2335	代表取締役 後藤 正広	〒509-9132 中津川市茄子川997-49	収集運搬業 中間処理業
イビデンエンジニアリング株式会社 ☎(0584)75-2300	取締役社長 小島 徳三郎	〒503-0917 大垣市神田町2-1	中間処理業

## 〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
岐阜県自動車車体整備協同組合 ☎(058)246-3808	理事長 若曾根 秋廣	〒500-8149 岐阜市戎町4-21	

平成10年度第9回理事会を2月19日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

## 〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
畠下正幸(カワハタ商店) ☎(058)274-8837		〒501-6017 羽島郡岐南町徳田西4-8-1	収集運搬業
巖本金属株式会社 ☎(058)279-3657	代表取締役 巖本 光守	〒501-6135 岐阜市茶屋新田3-57	収集運搬業
交告自動車工業株式会社 ☎(0574)64-1121	代表取締役 額 繼 和範	〒509-0238 可児市大森1501	収集運搬業

## 〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
岐阜県浴槽設備協同組合 ☎(058)295-1180	代表理事 片桐 順一郎	〒502-0813 岐阜市福光東1-25-17	

## 参考 会員の異動状況

会員区分	12月9日現在	入会数	退会数	2月19日現在	増減
正会員	200	6	1	205	5
賛助会員	61	2	—	63	2
特別会員	2	—	—	2	—
計	263	8	1	270	7

## 平成11年度事業計画

去る3月19日に開催された第19回通常総会において平成11年度の事業計画及び予算が決定されました。

平成11年度において本協会は、次の基本方針に沿って事業を進めてまいります。以下に総会で決定された「平成11年度事業計画」をご紹介します。

### 第1 基本方針

近年、環境問題は次世代のため環境を保全し資源の節約を図り、将来にわたる持続的な発展を維持していくことが出来る社会へ構造転換を図り地球環境を保全するの観点から、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の見直しが求められています。こうした方向の中で産業廃棄物については、排出抑制を図るとともに、これを資源として有効に活用する循環型社会経済システムへの転換を図っていかなければなりません。しかし、リサイクル・減量化を行って廃棄物が減少しても、なお発生する廃棄物を適正に処理するための産業廃棄物処理施設（最終処分場・中間処理施設）が確保されなくては健全な産業活動や良好な生活環境を維持することは困難であります。本協会はその確保を主な目的として創立以来10年間にわたり活動して参りました。この間、「国では廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が大幅に改正され、関係政省令もすべて施行されました。また、県におかれても「産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が改正され、また、施設設置についての環境影響評価条例や、「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」が全国にさきがけて制定される等産業廃棄物処理関係の法令が国、県とともに整備されました。廃棄物の適正処理について、本県におかれでは「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づき、不適正処理

に対する総合的な強化が図られております。また、資源循環型社会の構築のため、「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」を制定し、リサイクル製品の利用促進をはかるため当該要綱に基づく製品認定が実施されているところであります。こうした改正法令、制定法令に係る内容の周知啓発、普及推進を積極的にはかります。しかしながら、処理施設の建設に対する地域住民の理解を得ることは依然として困難な状況となっております。そして協会に対する県民の期待の高まりを感じております。

以上のような状況から、平成11年度を次ぎの飛躍を目指す初年度と認識し、次の基本方針を掲げ諸事業を積極的に推進します。

#### 基本方針

1. 共同処分場の設置推進
2. 組織の強化・活性化の推進
3. 産業廃棄物の適正処理・リサイクル利用等の推進
4. 公益的事業の拡充

### 第2 事業計画

第1「基本方針」に従い、平成11年度において取り組む個別事業の計画を次の通り定めて、多様化する社会情勢に留意しながら、効率的な事業運営に努めます。

#### 1. 組織強化事業

平成9年度の定款変更により業界主体の会員構成のもとで、本協会の社会的地位の確立

と発展を期するため、次により組織の拡大強化をはかります。

- (1) 前年に引き続き、正会員、特に許可業者及び賛助会員の加入促進を展開して参ります。
- (2) 増大する事務の円滑な処理と将来対策として事務局の充実、強化をはかります。

## 2. 調査研究事業

機に応じアンケート調査等を実施し、会員又は関連業界等の動勢を調査・把握をしながら、協会活動に反映させます。会員の処理技術、知識の向上を期して、各種研究機関等との連携を深めます。

## 3. 教育研修事業

- (1) 各種研修会、施設等の視察、講演会等を随時開催し、会員の知識・技術習得の機会を設けます。
- (2) 処理技術の多様化、高度化に対応するために、会員の要請に応じた専門研修会等を開催します。
- (3) 正会員に産廃専門雑誌「インダスト」を毎月配布します。
- (4) 会員に改正指導要綱、及び関係規程集を編集し配布します。
- (5) 会員に産廃手帳（2,000年版）を配布します。

## 4. 相談指導事業

協会設立の趣旨に沿い幅広く会員の相談に応ずるほか、必要に応じ資料を提供します。また、排出者、一般県民から寄せられる相談についても積極的に対応します。

## 5. 啓発普及事業

本協会に加入していない許可業者、排出業者等に対し産業廃棄物に関する正しい理解を深めるため、地球環境村ぎふフェア、県民運動等への参加、啓発資材等の提供等を行います。

## 6. 協同設置・技術援助事業

「財団法人地球環境村ぎふ」及び会員の行う共同産業廃棄物処理施設設置を積極的に推

進します。

## 7. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業

法改正により、産業廃棄物管理票が全産業廃棄物に義務づけられたことに伴い、頒布事業の拡大による管理体制の強化、資料等を配布し啓発普及をはかります。

## 8. 巡回指導事業

パトロール車による自主巡回活動を実施します。また、不法投棄防止連絡協議会によるパトロールを実施し、適正処理の指導をはかります。

## 9. 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の経営改善のため、研修事業と提携し、関連研修会、講習会等を開催します。また、個別の相談事業又は情報提供について適宜対処します。

## 10. 広報誌等発行事業

- (1) 会員及び関係者に「ぎふ保全協会報」を年4回定期的に発行し配布します。
- (2) 会員及び関係者に「協会要覧」（兼会員名簿・許可業者名簿）を年1回発行し配布します。
- (3) 会員に協会ニュースを隨時発行し配布します。

## 11. 協力交流事業

- (1) 財団法人日本環境衛生センター、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、社団法人全国産業廃棄物連合会、及びその下部団体並びに関連団体との交流をはかり相互理解、協力に努めます。
- (2) 厚生大臣認定の各種講習会等の実施に協力します。

## 12. 表彰事業

通常総会の席上で優良会員等を表彰しその功績を顕彰します。

## 13. その他関連事業

その他必要な事業について、理事会の議を経て実施します。

# 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等 岐阜県手数料徴収規則の改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等について定めた岐阜県手数料徴収規則が、次のとおり改正されましたのでお知らせします。なお、施行日は平成11年2月16日です。

また、岐阜市においても、県と同様に規則改正が行われ、改正後の手数料も県と同額ですので、併せてお知らせします。

手数料名	改正前	改正後
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	円	円
(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの(*1)	130,000	改正なし
(2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの	110,000	改正なし
一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料		
(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの(*1)	120,000	改正なし
(2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの	100,000	改正なし
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	76,000	79,000
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	69,000	72,000
産業廃棄物処分業許可申請手数料	95,000	99,000
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	89,000	93,000
産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	67,000	70,000
産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	87,000	90,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	76,000	79,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	70,000	72,000
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	98,000	100,000
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	89,000	93,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	68,000	70,000
特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	90,000	94,000
産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料		
(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの(*2)	140,000	改正なし
(2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの	120,000	改正なし
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料		
(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの(*2)	130,000	改正なし
(2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの	110,000	改正なし
廃棄物再生事業者登録申請手数料	39,000	40,000

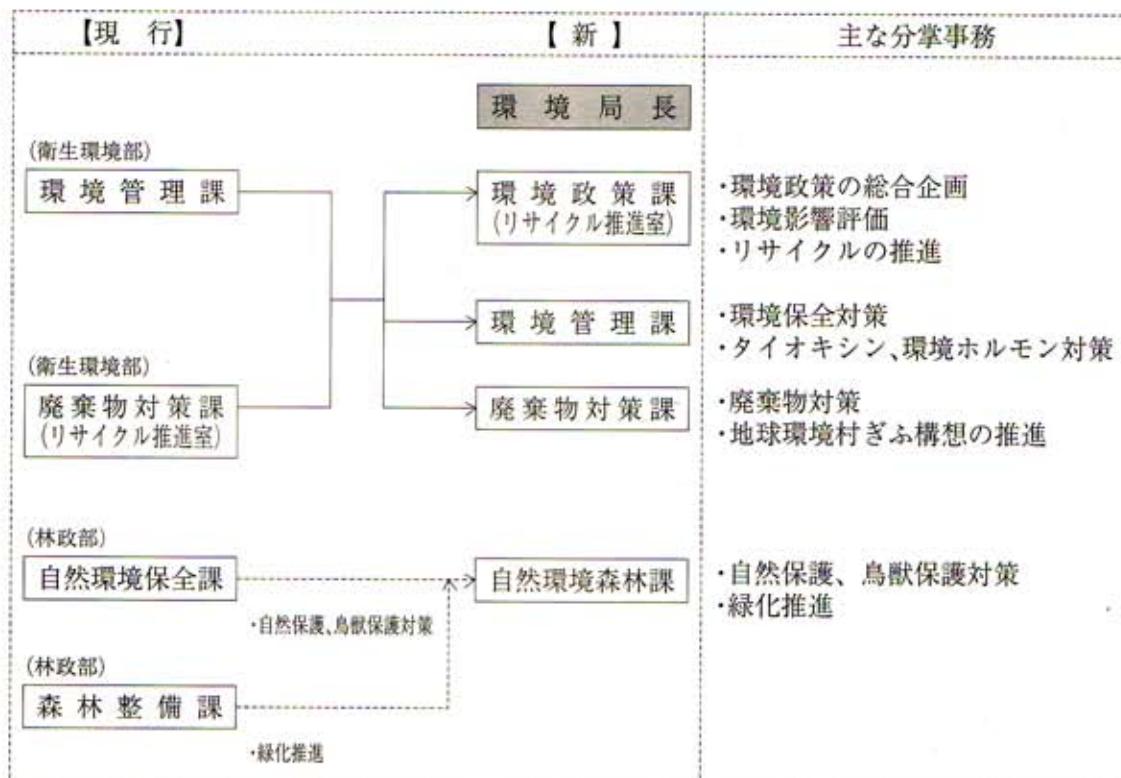
\*1 焼却施設及び最終処分場（施行令第5条の2）

\*2 焼却施設及び最終処分場（施行令第7条の2）

## 岐阜県人事異動（関係分）

岐阜県は、県庁組織・機構の再編に伴う4月1日付発令の定期人事異動を発表しました。関係分についてお知らせします。

### 新組織図 健康福祉環境部環境局



#### 〈健康福祉環境部環境局〉

現職名	転入者	職名	転出者	職名
環境局长	奥村 寛治	いきがい長寿財団参事	川瀬 雅信	廃棄物対策課参与 (地球環境村派遣)
環境局次長	——	——	龟山 穂	健康政策課参事 (健康づくり財団派遣)

#### 〈環境政策課（新設）〉

現職名	転入者	職名	転出者	職名
課長	多田 信行	揖斐県事務所長	——	——

## お 知 ら せ

**〈廃棄物対策課〉**

現職名	転入者	職名	転出者	職名
課長	福田安昭	同和対策室室長	小野崎弘樹	農林商工部参事 兼農林水産政策課長
管理監兼課長補佐 (管理調整担当)	河合清明	総括課長補佐 (昇任)	—	—
技術課長補佐	立木伸	総括課長補佐 兼リサイクル推進室長	—	—
課長補佐兼廃棄物 総合対策係長	宗宮康浩	廃棄物総合対策係長	—	—
廃棄物総合対策係主査	三輪英明	岐阜駅周辺鉄道高架 工事事務所総務係主任	西村和昭	科学技術振興センター (研究開発財団派遣)
技術課長補佐 兼一般廃棄物係長	磯貝義博	環境管理課技術課長 補佐兼水環境係長	清水誠	大野保健所衛生課長
一般廃棄物係技術主査	篠田範夫	薬務水道課生産指導 監視係主任技師	児山知典	関保健所技術主査
一般廃棄物係主査	安藤英之	消防防災課防災係主任	熊崎浩之	地域県民部事業経営政策課主査 (健康づくり財団派遣)
産業廃棄物係技師	浅原敦	美濃土木事務所 道路建設係技師	豊田博正	恵那土木事務所主任技師
リサイクル推進担当 技術主査	—	—	長瀬雅信	基盤整備部下水道課技術 課長補佐兼上水道係長
リサイクル推進担当 主任	—	—	中島信行	健康福祉環境部 環境政策課主任
地球環境科担当課長 補佐	細江俊男	出納課課長補佐 兼企画指導係長	所博文	地域県民部文化振興課 (県産業振興文化事業団派遣)
技術主査	古川雅宏	益田保健所 環境衛生係技術主査	—	—

## お 知 ら せ

**〈財地球環境村ぎふ〉**

現職名	転入者	職名	転出者	職名
副理事長	川瀬雅信	環境局長	児玉紘三	健康福祉環境部参与 (福祉事業団派遣)
事務局長	梅村恒男	女性政策課管理監兼 総括課長補佐	三輪功	西南農県事務所次長
経営企画課長	——	——	朝倉芳夫	希望が丘学園総務課長
経営企画課長心得	鷲見正美	岐阜土木事務所 管理第二係長	——	——
技術課長補佐	松永良治	環境管理課 (三重県派遣)	浅野純二	健康福祉環境部 業務課技術主査

### 岐阜市人事異動（関係分）

岐阜市は、4月1日付発令の定期人事異動を発表しました。関係分についてお知らせします。

**〈生活環境部環境総務課〉**

現職名	転入者	職名	転出者	職名
生活環境部参事 (廃棄物対策担当)	下村昭弘	税務部参事兼資産税課長	——	——
環境総務課廃棄物 対策監兼課長補佐	——	——	松山俊博	総合企画部参事
廃棄物指導係 技師	桂川芳久	環境一課業務2係	——	——

## 協会への入会のおすすめ

協会組織の拡充強化を図るため、会員の増強について会員各位にお願いします

### 入会のご案内

産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

こうした考え方方に立って当協会は、産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

については、産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご入会をご案内申し上げます。

### 入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受け付け後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

### 入会金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金はいりません。

### 会費

#### ●正会員

区分		金額
産業廃棄物 処理業者	収集運搬の許可	月額 10,000円
	中間処理の許可	月額 10,000円
	最終処分の許可	月額 10,000円
排出事業者	月額 10,000円	
再生利用指定業者	月額 10,000円	

#### ●賛助会員

賛助会員 年額 30,000円

### 納入方法

会費は、四半期毎に請求書をお送りします。（但、賛助会員は年1回）

## 入会のおすすめ

●良い環境は、みんなで守り、育てるものです

●産業廃棄物に関わる方は、協会に加入し、力を合わせましょう！

詳しくは、事務局にご相談ください。

# お知らせ

\*No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\*No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入したいので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=1000セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量	備考
産業廃棄物管理票【直行用】6枚綴り	単票	2,500	箱	
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
産業廃棄物管理票【積替用】7枚綴り	単票	2,500	箱	再委託・積替の場合
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
建設系廃棄物マニフェスト【建I】6枚綴り	単票	3,000	箱	収集・運搬業者1社の場合
建設系廃棄物マニフェスト【建II】6枚綴り	単票	3,000	箱	収集・運搬業者2社の場合

※建設系廃棄物マニフェストは、岐阜県建設業  
協会においても購入できます。  
建設系廃棄物マニフェストは連続票も扱ってお  
ります。

※支払 方法	振込 No
	現金
	※整理

平成 年 月 日

〒 —

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者又は \_\_\_\_\_

取扱責任者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

## お知らせ

### 「産業廃棄物管理票」(マニフェスト)について

ぎふ保全協会報第36号でお知らせしましたとおり、平成10年12月1日より、すべての産業廃棄物に「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の使用が義務づけられ、様式が新しくなりました。旧様式についても取り扱い(販売・交換)をしておりましたが、平成11年3月31日をもって終了いたしました。

旧様式の管理票(マニフェスト)は、平成10年12月1日以降は改正法に準じて必要事項を記入し不足枚数は複写する等ご利用いただければ支障はありません。

## 編集後記

第19回通常総会も終わり新年度の事業計画、予算もご承認頂き本年度も終わろうとしております。振り返ってみると平成10年度は廃掃法改正関係施行規則が全て施行され、マニフェスト制度の改正等産業廃棄物の適正処理にたいする法令の整備がなされた記念すべき年であったと思います。

県におかれても、法改正を機に「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の改正が検討され、その指導要綱も本年1月1日から施行されました。前号でもお断りいたしましたように当委員会として特集でご紹介を企画しておりましたが、ようやく本号で今回制定されました「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」とともにご紹介することができ

ました。本号には、県、市のご関係の方々の定期異動についてもご紹介しました。特に県におかれましては、大幅な組織改正に伴い多くの方が異動されます。4月は希望に満ちた春ではありますが、こうした出会いと別離があり、人々の気持ちもまた複雑な季節でもあります。会員の皆様方のより一層のご活躍をお祈りします。本誌が皆様方の機関誌としてお役に立ちますよう一同頑張っていきたいと思いますのでどうかよろしくお願ひ申し上げます。

友がみなわれよりえらく見ゆる日よ  
花を買いきて妻としたしむ(啄木)  
(事務局 林)

#### ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和  
加藤 宏

野々村 清 中尾 勝

#### ■広告掲載社名

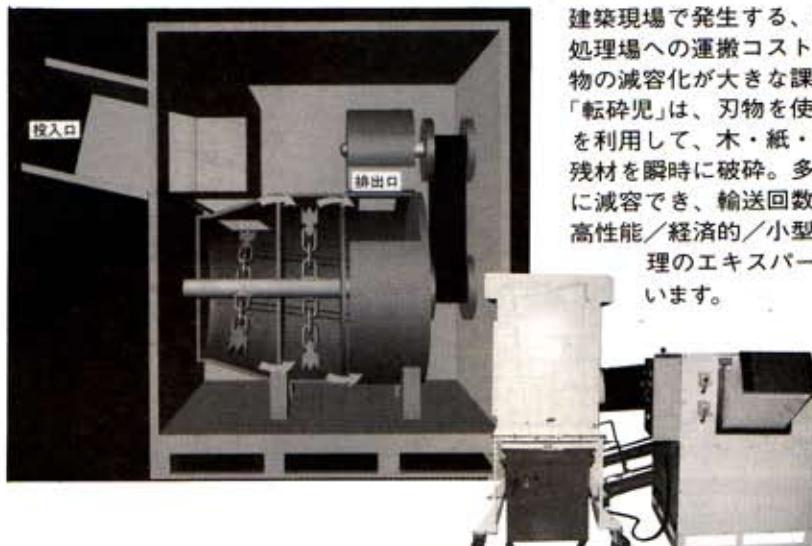
コマツ岐阜株・J SW日本製鋼所・㈲三浦産業エコロサービス部

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用しております。)

# 次代を築く、破碎への挑戦

高速チェーン回転方式クラッシャー

## 転 碎 児

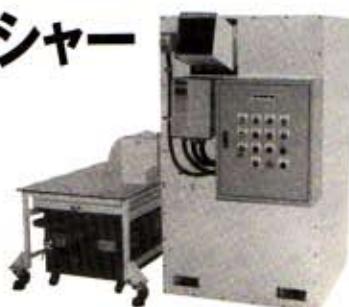


建築現場で発生する、形が不揃いの廃棄物。処理場への運搬コスト削減のためにも、廃棄物の減容化が大きな課題となっています。「転碎児」は、刃物を使わずにチェーンの遠心力をを利用して、木・紙・プラスター・ボード等の残材を瞬時に破碎。多種類の廃棄物を効率的に減容でき、輸送回数も大幅に低減できます。高性能／経済的／小型強力……今後の破碎処理のエキスパートとして期待を集めています。



### 新開発 ガラス用クラッシャー

ガラス瓶専用の破碎機として、耐摩耗チェーン回転方式の全く新しい破碎機です。チェーン回転数を変えて破碎粒度を調整することができ、また簡単な構造なので故障が少なく、メンテナンスが容易で経済性に優れています。



**JSW 日本製鋼所**

産業機械グループ

東京都千代田区有楽町1-1-2(日比谷三井ビル) TEL 100-0006

TEL (03) 3501-6135 FAX (03) 3595-4620

関西・九州・名古屋・中国・札幌

ホームページ <http://www.jsw.co.jp/>



# あのやにこな汚れが ピカピカに!!

毎日、忙しいあなたに変わって  
すべてをおまかせ下さい。

0-157、大腸菌などで活躍した  
瞬間殺菌消毒洗浄機により120℃  
の熱湯で驚異の殺菌洗浄

◆たとえばこんなところで◆

ホテル・レストラン・焼肉屋・  
中華料理店・仕出し屋・喫茶店・  
すし屋・料理店・精肉店・旅館・  
食品製造業・機械関連業種。  
厨房の床・ダクト・換気扇・  
マナ板・露天風呂・浴槽・フ  
ライヤー・ステンレス製器具  
その他…



お気軽にお問合せ下さい。

●お気軽にお問い合わせ下さい。

有限会社 三浦産業  
エコロサービス部

本巣郡穂積町穂積734-2  
TEL.058-327-2934  
FAX.058-327-2948



(有)モスト 環境衛生事業部本部

〒501-0224 本巣郡穂積町穂積203番地の1



協会のシンボルマーク

平成11年3月31日発行 第38号  
編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会  
理事長 小瀬洋喜  
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階  
TEL<058>272-9293  
FAX<058>272-6764  
印刷 共和印刷株式会社